

独立行政法人の業務運営等の状況に関する会計検査の結果について

【検査要請に対する検査結果の概要】

平成 17 年 6 月、参議院（決算委員会）から会計検査院に対し、23 試験研究法人、14 学校施設法人等、その他 8 法人、計 45 の独立行政法人を対象に、組織運営の状況、財務の状況、業務実績の状況、情報の公表状況について検査を行い、その結果を報告するよう要請があることを受け、各独立行政法人の業務運営等の状況を横断的に検査したところ、次のような状況となっていた。

（１）組織運営の状況

独立行政法人の課室等の数は計 1,368（13 年度）から 1,315（16 年度）に減少しているなど、業務の効率化等のための組織改編、常勤職員の削減に伴う非常勤職員や外部委託の活用等は適宜行われている。また、多くの法人においては、役職員の報酬・給与の支給額等は国家公務員に準拠しているが、役員報酬、職員基本給、勤勉等手当を独自に定めている法人が 14 法人ある。

（２）財務の状況

運営費交付金算定上、知的財産権収入、入場料収入などの自己収入を控除している試験研究法人が 15 法人ある一方で、これらの自己収入を控除していない試験研究法人が 8 法人ある。

自己収入の実績額が、運営費交付金の算定の際に控除した自己収入額を相当程度上回っている法人もあり、結果として、法人運営に要する資金に余裕が生じている場合がある。

国から業務運営のための運営費交付金を交付された場合、法人は一定の基準に基づき収益化することとなっているが、収益化の方法として、費用進行基準（業務のための支出額を限度として収益化するもの）のみを採用している法人は 40 法人あり、この基準を採用した場合、運営費交付金を効率的に使用した結果生じた節減額相当額が利益として計上されないことになり、運営費交付金債務に残されることとなる。

（３）業務実績の状況

試験研究法人の業務成果

常勤正職員研究者が減少している一方で、非常勤研究員等が増加している。人件費の伸び率に比して、発表論文数の伸び率又は原著論文の比率が低くなっている法人が 6 法人ある。

学校施設法人の業務成果

就学希望者や入学者が定員を大きく下回っていたり、中途退学者の比率が高くなってい

たり、法人の設立目的に必ずしも関係のない分野に就職する卒業者が多くなっていたりしている法人が延べ7法人ある。

研究施設法人の業務成果

法人が重要な事業と位置付けて自ら主導して行う主催事業参加者の利用者全体に占める割合は、いずれの法人も10%以下と低い一方で、主催事業以外では法人の目的には直接関係がないと思われる利用者が多い法人もある。

業務運営の効率化の実績

定量的に定められた目標に対する実績値の算出方法が区々となっていて、各法人の効率化の状況をそのまま比較することができない。

情報の公表状況

法律等により公表することとされている情報を、公表していない法人がある。また、ホームページにおけるサイト内検索機能とサイトマップのいずれも備えていない法人が10法人あり、利便性に工夫を要する。

【検査の結果に対する所見】

各独立行政法人においては、上記の検査結果を踏まえて、各法人が独立行政法人制度を導入した所期の目的を果たすよう、今後の業務運営に当たっては、次の点に留意することが望まれる。

- (1) 組織運営に関しては、中期計画においてあらかじめ定められた人件費総額などに留意しつつ、一層、自主的かつ機動的な組織運営に努めること。
- (2) 財務に関しては、
 - ア 運営費交付金の算定に当たり、自己収入の控除の適否について自己収入の種類等を勘案して十分に検討するとともに、算定に用いられた自己収入の額が実績額と相当乖離している場合などには、適切な自己収入の額を設定するよう努めること。
 - イ 各法人が行う会計処理に当たっては、運営費交付金債務の収益化の基準も念頭に置きながら、法人経営の効率化の成果をより明確化する方策がないか、各法人において検討すること。
- (3) 業務に関しては、
 - ア 試験研究法人においては、研究者人件費の上昇に留意しつつ、研究の中核であり、他の研究者を指導する立場にある常勤正職員研究者を最低限確保するとともに、研究成果の質を一層高めることに努めること。
 - イ 学校施設法人においては、求められている業務成果の達成、教育・養成業務に要する経費の節減に引き続き努めるとともに、統廃合など組織の再編成に当たっては、社会的なニーズや同種学校の状況等を十分考慮して行うこと。
 - ウ 研究施設法人においては、同種施設に対するナショナルセンター等としての役割

を果たすため、積極的に先導的・モデル的事業を実施し、そこから得た知見等を各種の教育施設に今後一層還元していくこと。

また、業務運営の効率化に関して定量的に定められた目標の達成度について、法人間の比較が可能となるような方策を検討すること。

- (4) 情報の公表に関しては、業務の透明性を一層高めるため、情報の公表を適切に行うとともに、より積極的に分かりやすい情報の公表に努めること。